

**お詫びと訂正・補足**  
**「変則型登記、権利能力なき社団・認可地縁団体等に関する**  
**登記手続と法律実務」**

本書に、下記の誤り等がございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正と補足をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

■目次 xviii 2 (1) (2) (5)

(誤) 含有 → (正) 含有

■18頁 上から5行目

(誤) 一般社団財団 → (正) 一般財団法人

■38頁 下から8行目

(誤) ため池地 → (正) ため池 (\*「地」を削除)

■56頁 上から3行目

(誤) 「共有」所有と… → (正) 「共有」や「共同所有」と…

■56頁 上から9行目

(誤) …の形態「共同」、「合有」… → (正) …の形態「共有」、「合有」…

■72頁 「実務のポイント」上から6行目のあとに

「権利能力なき社団」の名義で登記できない場合」

を入れ、以下の修正をする。

- ・上から8行目 (誤) …登記できる (登研429号121頁、…)。  
→ (正) …登記できない (登研429号121頁、…)
- ・上から11行目 (誤) …登記できる (登研457号120頁)。  
→ (正) …登記できない (登研457号120頁)。

■91 頁 6～8 行目

(誤) …旧代表者の相続人全員が登記義務者，新代表者が登記権利者となって申請する(平3・4・2 民三2246号(民三2245) 民事局長通達(回答))。

→ (正) …旧代表者の相続人全員が登記権利者，新代表者が登記義務者となって申請する(登研333号70頁)

■156 頁 上から6行目

(誤) 登記原因が「移転の終了」 → (正) 登記原因が「委任の終了」

■183 頁 下から2行目・4行目、184 頁 上から2行目・4行目・10行目、

185 頁 上から8行目・下から5-7行目

(誤) 含有 → (正) 合有

■183 頁 下から2行目、4行目、5行目

(誤) 共同 → (正) 共有

■193 頁 上から7行目

(誤) 「45モシクハ78村組合スベシ」 → 「四五モシクハ七八村組合スベシ」

■193 頁 下から8行目・11行目

(誤) 「無視された」 → (正) 「無視されたところが多い」

■199 頁 上から4行目

(誤) 地方公共団 → 地方公共団体

■199 頁 下から9行目

(誤) 戦後に法人化した町内会や部族会は解散し

→ (正) 戦時中に法人化した町内会や部族会は、戦後になって解散し

■202 頁 上から1行目

(誤) 12年2月(1879) → (正) 11年10月(1878)

■202 頁 下から7行目

(誤) 地籍簿・課税台帳・土地台帳を府県庁郡役場へ → (正) (削除)

■203 頁 下から8行目

(誤) 地積簿・課税台帳・土地台帳を税務署へ

→ (正) 賃借価格が地租の課税標準とされた。

■208 頁 上から16行目

(誤) 年干支 → (正) その年の干支

■208 頁 下から1行目

(誤) 「地租改正」に改正した。 → (正) 「地租改正条例」が制定された。

■211 頁 上から2行目

(誤) 明治12年2月には、地券に関する事務手続が府県庁から郡役場に移管し

→ (正) 明治11年10月には、地券書換え事務に関する改正が行われ

■215 頁 上から3行目

(誤) 認められていた。 → (正) (給湯器法) 認められていた。

■213 頁 下から9行目

(誤) (旧不登法) → (正) (旧登記法)

■216 頁 下から9行目

(誤) 移管 → (正) 移記

■217 頁 下から3行目

(誤) 第3編 第2節4 → (正) 第3編 第2節1(7)

■224 頁 下から7行目

(誤) 郷屋敷、村会社所 → (正) 郷屋敷 (\*「、村会社所」を削除)

■224 頁 下から6行目

(誤) …管路等は… → (正) …管理等は…

■258 頁 下から3行目

(誤) …土地の沿線も… → (正) …土地の変遷も…

■259 頁 下から3行目

(誤) 廃棄されて… → (正) 滅失して…

■277 頁 上から12行目

(誤) 平成18年 → (正) 昭和18年

■284 頁 下から7行目

(誤) 特別に所得できる → (正) 特別に取得できる

■306 頁 上から6行目

(誤) (詳しくは本編第10節で説明) → (正) (詳しくは本編第9節で説明)

■306 頁 上から14行目

(誤) 詳しくは本編第10節で… → (正) (削除)

■314 頁 上から4行目

(誤) 旧土地強者台帳 → (正) 旧土地共有者台帳

■314 頁 下から11行目

(誤) 都市を異にする → (正) 郡市を異にする

■317 頁 下から1行目

(誤) 旧不動産登記法 → (正) 旧登記法 (\*「不動産」を削除)

■324 頁 上から3行目

(誤) 協議の共有の場合 → (正) 狭義の共有の場合

■328 頁 下から1行目

(誤) 第9編第4節4 (2) → (正) 第9編第4節5 (2)

■332 頁 上から9行目

(誤) 「地方国協団体の…」 → (正) 「地方公団体の…」

■334 頁 上から4行目

(誤) この二つのをの → (正) この二つの(「を」を削除)

■335 頁 下から1行目

(誤) 利用行為及、改良行為 → (正) 利用行為及ひ改良行為

■358 頁 上から7行目

(誤) 入会森林組合発足後 → (正) 入会林野整備組合発足後

■370 頁 下から12行目

(誤) …名義で所有権の登記名後を行う → (正) …名義で保存登記を行う

■371 頁 下から8行目

(誤) 所有権確認書証等 → (正) 所有権確認訴訟等

■376 頁 下から2行目

(誤) 認定されない場合が、 → (正) 認定されない場合は、

■394 頁 下から1行目

(誤) 所が用意してある → (正) 所こ用意してある

■403 頁 下から7行目

(誤) 土地再開発法 → (正) 都市再開発法

■403 頁 下から7行目

(誤) 土地再開発事業 → (正) 市街地再開発事業

■403 頁 下から4行目

(誤) 恐恐施設 → (正) 公共施設

■404 頁 下から4行目

(誤) 実子を促す → (正) 実施を促す

■406頁 上から13行目

(誤) 地積調査 → (正) 地籍調査

■411頁 下から1行目

(誤) 探索を難しく → (正) 探索が難しく

■事項索引 469頁

(誤) 【か】 含有 → (正) 【こ】 含有…184,185 (「告示事項」の前)

以上